

自立支援医療費（育成医療）給付制度のご案内

自立支援医療費（育成医療）とは、次に該当する方が指定医療機関で治療を受けた際の医療費の一部を国・県で負担する制度です。

保護者の方は、原則として、医療費の1割を負担していただきますが、前年の税額に応じて1ヶ月あたりの負担の上限額が定められています。（詳細は裏面参照）

◆自立支援医療費（育成医療）の対象となる方

- ① 申請時点で18歳未満の児童
- ② 身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められ、確実に治療効果が期待できる児童
- ③ 前年の「世帯」※の市町村民税（所得割）が23万円5千円未満であること。
ただし、「重度かつ継続」※または、「医療保険の多数該当」※の場合は、市町村民税（所得割）が23万5千円以上であっても対象となります。
※「世帯」：同じ医療保険に加入している家族（住民票上の世帯とは異なります。）
「重度かつ継続」：腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害
「医療保険の多数該当」：申請前12ヶ月の間に、同じ「世帯」で3回以上、高額療養費支給

◆自立支援医療費（育成医療）の対象となる治療

- ① 肢体不自由、視覚、聴覚、言語、心臓、内部（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能）その他の障害の治療
- ② 指定医療機関で指定医師が必要だと認め、行う治療（薬剤の院外処方を利用する場合は、薬局も指定薬局である必要があります。）
※ 詳細についてはお問い合わせください。

◆手続きに必要な書類

- ☐ ①申請書（可児市役所 福祉支援課 に様式があります）
- ☐ ②同意書
- ☐ ③指定医師の意見書 ※指定医師以外の医師の意見書では申請できません
- ☐ ④医療保険の加入関係が確認できる資料（被保険者証の写し、「資格確認書」の写し、「マイナポータル」画面の写し等）
- ☐ ⑤個人番号確認書類（※マイナンバーカード、通知カード等）
※受診者が社会保険（被扶養者）の場合、受診者と社会保険（被保険者）の方のマイナンバーが分かる物をご持参ください。
- ☐ ⑥窓口で申請（届出）する人の本人確認できるもの
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

原則として、申請手続きは、治療開始前に行ってください。

<問い合わせ先>

可児市役所 福祉支援課 障がい福祉係
〒509-0292

可児市広見 1-1

TEL：0574-62-1111

（内線 3171・3172・3173・3174）